

# 公立大学法人和歌山県立医科大学青洲基金規程

制定 平成31年4月1日和医大規程第4号

(設置)

第1条 公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）に公立大学法人和歌山県立医科大学青洲基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、医療系総合大学としての本学の使命を実現するため、広く社会から寄附を受け入れることにより、本学の教育、研究、診療に関する活動等の推進及び施設等の整備充実並びに学生の修学支援等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、基金を活用し次の事業を行う。

- (1) 教育研究の向上事業
- (2) 附属病院の環境整備事業
- (3) 修学支援事業
- (4) その他基金の目的達成のために必要な事業

(運営費)

第4条 基金の運営費は、基金への寄附金及びその果実をもって充てることができる。

(寄附申込)

第5条 基金に係る寄附金を寄附しようとする者は、本学の指定する方法により、寄附目的を指定の上、本学に申し込むものとする。

(寄附金の受入れ及び管理)

第6条 寄附金の受入れ及び管理については、この規程による場合を除いては、公立大学法人和歌山県立医科大学寄附金等取扱規程（平成29年11月24日和医大規程第39号）の定めるところによる。

(修学支援事業基金)

第7条 基金に、第3条第3号の事業の実施に当たり、経済的理由により修学が困難な本学の学生に対する修学支援を実施することを目的として、修学支援事業基金を置く。

(修学支援事業基金の使途)

第8条 第3条第3号に掲げる修学支援事業は、次に掲げる事業（経済的理由により修学に困難がある学生に対するものに限る。）の用に供する。

- (1) 授業料又は入学料の全部又は一部を免除する事業
- (2) 学資金を貸与又は給付する事業
- (3) 教育研究上必要があると認められる学生の留学に係る費用を負担する事業
- (4) 学生の資質を向上することを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する事業

(修学支援事業基金の使途の特定)

第9条 前条に定める修学支援事業の用に供するものとして特定された寄附金は、第7条に掲げる修学支援事業基金として、他の寄附金と区分して管理しなければならない。

(修学支援事業基金の使途の変更の禁止)

第10条 第7条に掲げる修学支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはなら

ない。

- 2 修学支援事業基金に対して拠出された寄附から第8条第2号に定める事業のうち貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であつて、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還されたとき、当該金銭は、再び修学支援事業基金に帰属させなければならない。

(事業年度)

第11条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(基金運営委員会)

第12条 基金の管理運営に関する重要事項を決定するときは、別に定める基金運営委員会の議を経なければならない。

(事務)

第13条 基金に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。